

個人情報保護審議会答申の概要

答申第 162 号（諮問第 188 号）

件名：弁護士と県警がやり取りしていることがわかる文書、電子メールについての不開示（不存在）決定に関する件

1 開示請求

令和 2 年 6 月 25 日

2 原処分

平成 2 年 7 月 1 日（不開示（不存在）決定）

愛知県警察本部長（以下「処分庁」という。）は、審査請求人に係る「私が原告として県に対して争っている訴訟 代理人弁護士が出したと思われる受任の書類、上記訴訟の件で、上記弁護士と県警がやり取りしていることがわかる文書、電子メール（請求日現在、監察官室にあるもの）」（以下「本件請求対象保有個人情報」という。）の自己情報開示請求について、愛知県個人情報保護条例（平成 16 年愛知県条例第 66 号。以下「条例」という。）第 21 条第 2 項（開示請求に関する保有個人情報を保有していない）に該当するとして、不開示とした。

3 審査請求

令和 2 年 7 月 10 日

審査請求にかかる処分のうち、不開示とした理由の一つである電子メールを廃棄したとされる部分の開示を求める。

4 諒問

令和 2 年 8 月 13 日

5 審議会の結論

処分庁が、不存在を理由として不開示としたことは妥当である。

6 審議会の判断

（1）判断に当たっての基本的考え方

条例は、第 1 条に規定されているとおり、実施機関の保有する個人情報の開示を請求する個人の権利を明らかにし、もって県政の適正な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

ただし、開示請求の対象となるものは保有個人情報であり、行政文書に記録されたものに限られるため、当該文書が存在することが前提となる。

当審議会は、自己に関する保有個人情報の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、審査請求人及び処分庁のそれぞれの主張から、本件請求対象保有個人情報の存否について、以下判断するものである。

（2）本件請求対象保有個人情報について

自己情報開示請求書の内容を基本として、審査請求書、反論書及び意見陳述並びに処分庁が作成した弁明書の内容も踏まえると、本件請求対象保有個人情報は、審査請求人が原告である訴訟に関して、処分庁の代理人弁護士が出した受任の書類並びに処分庁の訴訟代理人弁護士と処分庁がやり取りしていることがわかる文書及び電子メールであると認められる。

(3) 本件請求対象保有個人情報の存否について

ア 審査請求人は、審査請求書及び反論書において、廃棄した電子メールを復元して開示するよう主張しており、それ以外の部分の開示は求めていない。したがって、本件請求対象保有個人情報のうち電子メールの存否について、以下検討する。

イ 当審議会において処分庁から説明を聴取したところ、愛知県警察本部警務部監察官室において、審査請求人との訴訟に限らず、電子メールを処分庁の訴訟代理人弁護士との事務連絡の手段として使用しており、審査請求人が原告である訴訟に関して、処分庁の訴訟代理人弁護士と処分庁との間で電子メールによるやり取りをしていましたとのことである。また、当該電子メールは愛知県警察行政文書管理規程（平成16年愛知県警察本部訓令第27号）別表第2の保存期間1年未満の行政文書に該当し、内容を確認し職務遂行上必要がなくなった時点で随時削除することとしていたことから、開示請求時点では既に廃棄済みのことであった。

ウ 当審議会において処分庁に確認したところ、処分庁は、審査請求人が原告である訴訟に関して、処分庁の訴訟代理人弁護士と処分庁との間でやり取りした電子メールを印刷したものがないか探索し、また、別形式で電子化したデータがないか訴訟案件を管理する訴訟フォルダ内を探索したが、いずれも存在しないことを確認したことであった。

エ 審査請求人が主張する電子メールの復元については、既に廃棄した電子メールであっても、サーバ内にバックアップデータが保存されていれば技術的に復元できる可能性はあるが、サーバ内のバックアップデータは、その性質上、愛知県情報公開条例第2条第2項の「当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が管理しているもの」とはいえず、開示をするための前提を欠くものであることから、条例第2条第5項の行政文書に記録されている保有個人情報には該当しない。

よって、廃棄された電子メールのサーバ内のバックアップデータは、条例第17条が実施機関に開示を義務付けている保有個人情報には該当せず、仮にサーバ内のバックアップデータが未だ保存されていたとしても、復元までする義務はないと言められる。

オ これらのことからすれば、審査請求人が原告である訴訟に関して、処分庁の訴訟代理人弁護士と処分庁との間でやり取りした電子メールは保存期間1年未満の行政文書に該当し、廃棄済みであるという処分庁の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。また、処分庁は印刷したもの及びデータの探索をしており、探索の方法も不十分であるとはいえない。

したがって、処分庁において、本件請求対象保有個人情報のうち電子メールを保有しているとは認められない。

(4) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、本件請求対象保有個人情報の存否については前記(3)において述べたとおりであり、審査請求人のその他の主張は、当審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

(5) まとめ

以上により、「5 審議会の結論」のとおり判断する。